

令和5年9月13日(水)

開会（9：54）

○坂上隆夫委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「条例の一部を改正する条例」1件、「条例の制定」1件の計2件である。議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。昨夜は久しぶりに結構いい雨が降り、今朝は少しだけ気温が下がったのか。秋が少しずつ近づいて来ている気がする。本定例会初日に議第69号で防災行政無線システム改修再整備工事の議決をいただいたことに関して少し話をする。設計額が10億3,826万8千円、落札額が8億960万円だった。落札率が77.98%でかなり低い価格での落札になった。令和7年7月完成予定である。どのようなところを再整備していくかということであるが、一番大きいのが、電波の方式を今まで16QAM方式だったものをQPSKとより届きやすい電波方式に変えるというのが一つ。もう一つは、皆さんの自宅にある個別受信機を全部新しいものに変える。それから今47か所ある戸外のスピーカーを市内全域が聞こえるように27か所増設して全部で74か所にする。というところが大きな改修点ということである。せつかくこれだけの予算を投じた中で更新するので災害時にはより正確で、より早く市民の皆様へ情報伝達していかなければと考えているのでよろしく願います。本日の議題は条例改正1件と条例制定が1件である。よろしく審議願いたい。それともう一つですが、本日出席依頼をいただいていた総務課長の須貝ですが、昨日急に同居する義理の父が亡くなられたということで欠席させていただいているのでよろしく願います。

議第64号 胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高橋副市長説明

本件は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正により、地方公共団体間の職員派遣を行った場合、その派遣手当の名称が、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正されたことを踏まえ、本条例においても同様の改正を行うものである。具体的には新旧対照表にあるとおり、第2条で手当の名称を変更する。第16条の11で名称変更と引用している国の法律を44条から26条の8に変更する。それともう1か所名称を変更する改正を行うものである。

質疑

○丸山孝博委員

現条例において地方公共団体間の職員派遣について、胎内市では過去にあったのか。

○高橋副市長

胎内市では今までない。県に確認したところ、県内においてははない。県では全国的にも聞いていない。

○丸山孝博委員

特定がつくことにより緊急事態に至る前においても可能ということの判断は国、県、胎内市か。どこで判断される内容でその判断基準はどのようなものか。

○高橋副市長

判断基準ですが新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても政府の対策本部が設置された時から当該対策本部が廃止されるまでの間にそのようなことができる基準となっている。

○丸山孝博委員

このような条例改正、法改正を行わなければならない背景は。

○高橋副市長

これは、新型インフルエンザ等いろいろな感染症等が危惧されるところを踏まえると今までよりも前段階で派遣について依頼ができるように改正する。背景としてはそのような形で、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのあるものが今後発生する可能性もあるので、それを踏まえた中での拡大と解釈している。

○渡辺秀敏委員

確認だが、16条の11のところ。下の住所又は居所を離れ。今回の改正とは直接関係ないが、住所又は居所を離れて胎内市の区域に滞在するとあるが。そうすると胎内市以外のところに、今まで事例がないとのことであったが、もし市外に応援に行き、そちらに滞在した場合は該当にならないという解釈なのか。

○高橋副市長

これは、他のところが来た時ということである。ちなみに派遣手当も定められており30日以内の場合は1日6,620円。30日を超え60日以内の場合は1日5,870円等の規定がある。

○渡辺秀敏委員

そうすると財源的な部分では、他から来た職員等に対して胎内市から支払う考えでいいか。

○高橋副市長

そうなる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第68号 胎内市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

南波総合政策課長説明

これは電子申請を進める、行うためのものである。はじめに市における電子申請の状況を申し上げる。現在は国が運営しているピタリサービスで児童手当、要介護認定、転居届などが電子申請できる状況にある。そこでこの度、新潟県などと共にこれまでに進めてきた電子申請サービス、共同で行ってきたサービスのシステム構築が完了し、10月から運用が開始される運びとなった。それにより戸籍の謄本・抄本、住民票、納税証明などが申請できるようになるものである。それらの手続きは法律等でその事務が定められているので電子申請ができる旨、法律等に定められている。そこでこのたびの条例制定については、そのような法定事務以外の市の条例において書面により申請等の手続きをする旨が定められているものを対象に従来の書面での手続きを残しつつ可能なものはできる限りオンラインで行えるようにする。それを基本原則として定めるものである。具体的には第2条において、電子申請の対象機関（申請する相手方）を市長部局・教育委員会・選挙管理委員会などの執行機関のほか、議会・審議会などの附属機関、指定管理者などとしたほか電子申請ができる手続きを

申請・届出のほかに縦覧も対象とした。また、第3条においては、電子申請に係る基本原則について情報技術の利用に係る能力または知識・経験が十分ではない方に配慮をしつつも電磁的記録を用いることによって情報通信技術の活用を推進することとしていて、このたびの条例制定により市における手続きのすべてを電子申請に転換することではなく、従来の書面によるものと並行して運用していくものである。

質疑

○丸山孝博委員

各種申請がオンラインでできるようになるとの説明があった。現段階でいくつくらい申請が見込まれると考えているか。

○南波総合政策課長

見込みはなかなか難しいところであるが、対象となるところで戸籍の謄抄本、除籍なども含めて、令和4年度ベースで年間約2万件ある。それに加えて納税証明など税関係が約4千件、合計で2万5千件程度ある。それが戸籍であれば1割程度、税関係であれば3割程度と想定しているが、そうなると年間約3千件。5年度はこれからなのでその半分の約1千6百件程度になると考えている。

○丸山孝博委員

そうではなく少し聞き方が悪かったが、種類。何種類ぐらいあるのか。

○南波総合政策課長

全て決まっているわけではないが、先ほど述べた法定事務で戸籍・住民票などが約10手続き。税関係で今のところ9種類をかんがえている。これが法律で定められたものである。そのほか、条例の対象というのが、市の条例で定めているものなどとなるのでそれが数件程度。10月早々から実施していきたいと考えている。

○八幡元弘委員

実際申請するとき、申請できるかパソコン等で見ると思うが一覧で見られるのか。

○南波総合政策課長

選んでいくような形になる。

○八幡元弘委員

選ぶのは選ぶが、簡略的にできるものはすぐ判別できるのか。

○南波総合政策課長

私はそのように考えてはいたが、実はまだ本運用の状態になっていなくて実物がまだ見られない状況であり、そのように考えていて。一覧というよりも種類、住民票などを選んで実際のところに進んで行くイメージかと。最初にみんな表示されていてそのうちからこれというよりも1段階、2段階やりながらやっていく。

○八幡元弘委員

便利になるのなら、はじめの段階でわからないと結局最後になったら申請できたり、最後にいったら紙だったとなるのは、やっている方はちょっとあれなので。その辺せつかくであれば、はじめの入り口で電子的にできるかできないかをわかった方がいいのではないかと思うがどうか。

○南波総合政策課長

システムの概要というところで見ているが、やはり手続き名があって、カテゴリーを選んでいく。委員おっしゃるように進んでいって無いではないかというよりも確かにできるのはこれだとあって、そこから選ぶ方がよくて。そのようなことは今後可能かな。そこはこれが新潟県とほかの11くらいの市町村との共同の開発であり、簡単に換えられるかどうかはあれですが、スタートもしていないのに改良というのはちょっと変ですが、可能であればその辺り相談していきたいと思う。

○薄田智委員

今の質疑応答を聞いていても、いまいちよくわからないというのが私の率直な感想で、10月から運用を開始するという話ですが、このような状況で運用開始して大丈夫なのかというのが私の本音で、10月から運用開始するのであれば市民への周知期間はもう少し必要だろうし、なおかつ周知方法についてどう考えているのかお聞きします。

○南波総合政策課長

ギリギリと言えば本当にギリギリですが、9月15日号で電子申請がはじまるお知らせと最初はこのような手続きが可能だということとシステムを利用するフロー図があるのでやり方自体は多分そんなに難しくなくて、対象はそこにはのってくるということなので。あと当然ながら住民票など胎内市から離れていて利用する方も当然取得可能なのでホームページでも周知したいと考えている。

○薄田智委員

このようなものは1回2回やれば段々慣れてくるというのが本音なのでしょうけど、やっぱりそれにしてもいまいちPR・周知が不足しているのかなと思うので是非ホームページや市報たいないでPR・周知をしていただきたいと思う。あと住民票を取ればお金を払うがその部分の手続きなどもいまいちよくわからないので、その辺りもきちんとわかるような形で。この手続きは本当に簡単で便利だとすると価値が上がるし、職員も少なくて済むわけじゃないですか。そういう部分ではきちんとやっぱり対応するべきだと思うがいかがか。

○南波総合政策課長

それはそのとおりで思っている。周知も過去にはしていたかもしれないが、直近でもうすぐはじまるというのを1回やって、本当の直前でやるのが良かったのですが、何ができるとか、何をやるんかが市町村選択の部分があって、国が一律でこれをやるんかではなくて。そういうところがあるので、中々事務手続き上すぐにスタートできるかなどもあったので、最初から始められるものをこれだというタイミングが今になってしまったというところがある。それにしても周知は当然大切なところなので今後も行っていきたいと当然思っている。今回市報に載せるが納付額の支払い（詳しくは書いていないが）や手続きがあるので見ていただけたらと思う。

○森本将司委員

根幹部分がさっぱりわからないが、電子にしたらどのような流れで書類を受け取ったり、支払いができるのか大まかな流れだけでも教えてもらいたい。

○南波総合政策課長

実は市報のお知らせ版を皆さんに印刷して渡すつもりだったが、バタバタしていて渡せなかったが、そこに載っているものを読ませてもらうと手続きの流れということで載せていて。最初電子申請のページを開く。そこから手続きの選択、必要項目を入力。その次に電子署名をしてもらった上で申請を送信、申請手続き。その後申請が市に届く。市が手続きを内部的に受理し、住民票であればいくらかかると市がお金を計算して、決まっているものを合計

して通知、申請した方に対して市から瞬時ではなくて、一旦申請してもらってそれを手続きしたうえで、その手続きにいくらかかるという通知が申請者に送られてくる。それを電子決済で納付してもらうことによりお金が払われたことを確認したうえで、市が申請書を郵送する（郵送の場合）手続きになっている。取りに行くことも可能である。例えば市民の方がわざわざ郵便代をかけて送ってもらうのではなく、準備だけしておいてもらって取りに行く方はそれで良いし、自宅に送ってほしい方は郵便代をプラスして送ってもらうことになる。

○薄田智委員

私だいたい前に一般質問して内容はコンビニ決済で住民票や印鑑証明書。胎内市はやっていないですね。ほかの市町村はやっているところもあるけども胎内市はやらないのですか。と質問したら、システムの構築に莫大なお金がかかるのでやらないという回答だった。それに代わって国が全面的にこのようなシステムを構築してやるという考え方でいいか。

○南波総合政策課長

今回は国ではなくて県と県内の市町村で希望したところでシステムを構築した。一緒にシステムを構築してやっていく。前にもその質問でコンビニに行くよりも自宅でできる。それをもっと利便があるという市長答弁があったかと思うがそれを今やるとご理解いただきたい。

○渡辺秀敏委員

各自自宅から自由にインターネットで申請できるということですが。そもそもコンビニの場合もたぶんそうだと思うのですが、戸籍などをとるとき、免許証等の身元確認をしますよね。身元確認はどのようにするのか。

○南波総合政策課長

すべての手続きではないが、身分証明が必要な時はマイナンバーカードが基本的にそれで確認します。今であれば署名が必要な場合は電子署名でそれに代える形になる。

○渡辺秀敏委員

あまりないと思うが第三者が悪意をもって取得するケースも考えられなくはないかと思う。マイナンバーがどこかから漏れる可能性もあるし。それらのチェックはどのようにするのか。

○南波総合政策課長

それはあり得ることかと思うが手続き上でそれを防ぐのは不可能だと思うので、それはもう本当に犯罪になるので別なところでの検討になろうかと思う。

○天木義人委員

今話を聞いているとなかなかわかりにくいところですが、申請して、納付してそれから来るとのことですね。申請手数料はどこに払うのか。

○南波総合政策課長

オンライン決済、電子決済になるのでクレジットカードとペイペイに限定されているが、ネットショッピングと同じでそこにクレジットカードの番号を入れることになる。

○笥智也副委員長

一つ教えていただきたいのですが、申請をパソコン上でしてそのあとできた書類が郵送または本庁等に取りに行くシステム。このシステムだと今までとあまり時間軸は変わらないと思う。やはりこれからの通信技術とするとまずスピーディーさが重要になってきた場合。今この時代的にも押印不要な部分もある中で、例えば決済が確定したら相手のメールアドレスに送られ、そこでプリントアウトして使用できるシステムに代わっていく方向性などはあるのか。

○南波総合政策課長

時間という点ではまさに言われるとおりでと思うが、住民票や戸籍の謄抄本、それで使えるかが問題になってくると思う。それを原本としてみなされ、有効なものとして使用していると。利用する先でそうならないとそれはなかなか難しいと思う。市限りで原本だといっても難しいところがある。そこは全体的での話になってくると思う。

○笥智也副委員長

言うとおりで、今後利用する場所がそれをどう受け止めるかが重要だと思う。郵政も郵便配達の時間軸がだいぶゆっくりになっていたのも、スピーディーさは今までとあまり変わらないとなったときに、労力の軽減がメインかもしれないが、今後の方向性としてどうなっていくのか見通しがあったら教えてほしい。

○南波総合政策課長

時間的な見通しはなかなか難しいと思うが、時間の短縮よりも市役所まで足を運んでもらうその移動の労力の軽減、そこが利便性の向上と考えている。取得するまでの時間よりもそこに費やす労力や費用の軽減につながるのではないかと考えている。必ずしも時間だけでは今後進むというのはなかなかあれだが、そこも大切なところだと思うので可能な限りいい方法があればやっていきたいと思う。

○笥智也副委員長

薄田委員も言ったがマイナンバーカードでコンビニのものだとそこでできるスピーディーさがマイナンバーの売りだったと思うので。結局そこには到底追いつかない認識でいいか。

○南波総合政策課長

時間で考えると言うとおりで郵送されるので。確かにコンビニで出てくるものは原本で大丈夫で市から出すのは原本でないというのはおかしな話になるのかもしれないが今のところそのような状況なので今の段階ではご容赦いただき、近づけられるようであればやっていきたいということでご容赦いただきたいと思う。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会（10：29）